=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=5件(8月25日~8月31日分)
- (1) 法人タクシーの衝突事故①
- (2)法人タクシーの衝突事故②
- (3) 個人タクシーの衝突事故
- (4) 大型トラックの追突事故
- (5) 大型トラックの酒気帯び横転、火災事故
- 2.9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。~「クルマを大切にするって、人生も大切にすることなんだ」~
- 3. 貸切バスを対象とした覆面による添乗調査を実施します!
- 4. 「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
- 5. 適正化機関による貸切バス事業者への巡回指導を開始しました!
- 6. トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます!

- 【1. 重大事故等情報=5件】(8月25日~8月31日分)
- (1) 法人タクシーの衝突事故①

8月27日(日)午前0時30分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、運転者が足に違和感があったため、足元を確認して脇見運転となったところ、左側の仮設ガードレールに衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が重傷を負い、乗客1名及び運転者が軽傷を負った。

(2) 法人タクシーの衝突事故②

8月27日(日)午後3時00分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客4名を乗せ運行中、右折矢印信号に従い右折しようとしたところ直進してきた軽トラックと衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客4名と運転者、軽トラックの運転者とその 同乗者4名の計10名が軽傷を負った。

軽トラックには運転者及び子供4名が室内に乗っており、軽トラックの運転者は 酒気帯び運転であった模様。

(3) 個人タクシーの衝突事故

8月29日(火)午後3時20分頃、福岡県のコンビニ駐車場において、同県に営業所 を置く個人タクシーがバックで駐車しようとしていたところ、店舗の外壁に衝突 した。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

当該タクシー運転者は、バックで駐車する際、ハンドルを左に切りながら後方確認のために運転席ドアを開けて体を乗り出していたところ、コンビニの外壁と車体の間に挟まれた模様。

(4) 大型トラックの追突事故

8月25日(金)午後5時00分頃、徳島県の高速道路において、愛媛県に営業所を置く大型トラックが運行中、故障のため路肩に停車していた貸切バス(乗客・乗員16名が乗車)に追突し、貸切バスが路肩から道路脇に転落し横転した。

この事故により、貸切バスの乗客1名と運転者が死亡したほか、貸切バスの乗客2名が重傷を負い、貸切バスの乗客12名と当該トラック運転者が軽傷を負った。

(5) 大型トラックの酒気帯び横転、火災事故

8月30日(水)午後8時00分頃、鹿児島県の高速道路において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、中央分離帯に衝突し横転、その後エンジン部分から出火した。

この事故による負傷者はなし。

事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検 出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された模様。

上記5件の死傷者数計:死亡3名、重傷3名、軽傷25名(速報値)

【2.9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。~「クルマを大切にするって、人生も大切にすることなんだ」~】

(配信日: H29.8.25)

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、国土交通省は、自動車関係団体等の協力を得て9月及び10月を強化月間として『自動車点検整備推進運動』を全国的に展開します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000162.html

【3. 貸切バスを対象とした覆面による添乗調査を実施します!】

(配信日: H29.8.25)

国土交通省では、国の監査官が営業所における監査や街頭監査を実施しているところですが、更なる輸送の安全確保の状況を確認するため、民間の調査員が一般の利用者を装い、実際に運行する貸切バスに乗り込み、現場でしかわからない適切な休憩時間の確保などの法令遵守状況を調査します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000322.html

【4.「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内】

(配信日: H29.8.18)

■「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」

日 時:10月24日(火)13:00~17:10(11:45受付開始)

場 所:東京国際フォーラム・ホールC

申込期限:10月10日(火)※定員になり次第締切です。お早目にお申込み下さい。

※詳細はこちら → http://www.nasva.go.jp/news/2017/170817.html

NASVA (自動車事故対策機構)では、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、平成18年の運輸安全マネジメント制度の開始以来、毎年、「NASVA安全マネジメントセミナー」を開催し、多くの皆様からご好評をいただいております。

12回目を迎える今回は、引き続き、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く周知・浸透させていくことが必要との認識のもと、運輸安全マネジメントにすでに取り組まれている事業者の皆様には有益な情報(復習を含めた継続的なレベルアップ)を、これから取り組もうとする事業者の皆様には気付き(ヒント)を提供し、安全文化の構築と定着を図ることにより、利用者にとって安心で安全な運輸事業を提供するための機会としていただきたいと考えております。

「特別講演」として、安部誠治氏(関西大学社会安全学部教授)をお招きし、運輸産業におけるさらなる安全性向上の課題について、ご講演をいただきます。また、国土交通省からの「基調講演」をはじめ、多くの皆様からご要望頂いている自動車運送事業者様からの「取組事例報告」を昨年に引き続き実施させていただ

きます。

【5. 適正化機関による貸切バス事業者への巡回指導を開始しました!】

(配信日: H29.8.18)

巡回指導は、平成28年1月、長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの 運行を実現するための総合的な対策」により、業界全体が自律的に安全を確保す るよう貸切バス事業者に対して実施するものです。

この度、国土交通大臣の指定を受けた機関(適正化機関)は、貸切バスの営業所 を訪問し、運行管理や車両整備管理等の安全確保に必要な事項について、国の監 査に準じた法令遵守状況の確認・改善指導を行います。

巡回指導は、8月9日から順次、全国10か所の適正化機関において開始することとしています。

【6.トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます!】

(配信日: H29.8.4)

国土交通省においては、厚生労働省と共同で平成27年5月に設置した「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善中央協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を昨年7月13日に立ち上げ、適正運賃・料金収受に向けた方策等について検討をしてきました。

この度、当該検討会の議論を踏まえ標準貨物自動車運送約款の改正等を行います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000138.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- *自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。